

「保安規定の審査基準と保安規定変更内容の整理表」

MSR-23-034

2024年1月26日

三菱原子燃料株式会社

今回の申請で変更する保安規定の各条文及び図、別表について、保安規定審査基準との適合性を以下に示す。

なお、保安規定変更認可申請のうち、記載の適正化に関するものについては、審査基準への適合説明に変更が発生しないため下表には記載しない。

加工施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文等（赤色下線文字：変更箇所）	審査基準への適合説明
<p><b>加工規則第8条第1項第1号</b> 関係法令及び保安規定の遵守のための体制</p> <p>1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p> <p>2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	<p>（このセルは対角線が入っており、内容が空です）</p>	<p>（このセルは対角線が入っており、内容が空です）</p>
<p><b>加工規則第8条第1項第2号</b> 品質マネジメントシステム</p> <p>1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第13条第1項又は第16条第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定）。以下「品質管理基準規則解釈」という。）を踏まえて定められていること。</p> <p>2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、加工施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p> <p>3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p>	<p>・第6条の8（管理者）</p> <p>【中略】</p> <p>3. 管理者は、<u>「定期評価標準」に基づき安全性向上評価の中で</u>、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。（「あらかじめ定められた間隔」とは、保安品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）</p>	<p>○管理者の職務を加工施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定めており、本審査基準に適合している。</p>

「保安規定の審査基準と保安規定変更内容の整理表」

加工施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文等（赤色下線文字：変更箇所）	審査基準への適合説明																																																																																																																																																																																																																																		
(続く)	<p>別表第1 保安規定と標準書の対応表（第5条の2関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">保安規定</th> <th colspan="2">標準書（文書番号）</th> </tr> <tr> <th>章</th> <th>条</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1章 総則</td> <td>第1条 目的</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2条 適用範囲</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3条 関係法令及び保安規定の遵守</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第2章 保安品質マネジメントシステム</td> <td>第4条～第4条の3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5条～第5条の5</td> <td>保安文書管理標準 (SQAS-01)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>保安記録管理標準 (SQAS-02)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第6条～第6条の12</td> <td></td> <td>安全衛生委員会標準 (SQAS-12)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>マネジメントレビュー標準 (SQAS-14)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>月例保安報告会標準 (SQAS-22)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>責任、権限及び選・解任標準 (SQAS-21)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>保安是正・未然防止処置標準 (SQAS-05)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第7条～第7条の2</td> <td>放射線管理標準 (SQAS-07)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>施設管理標準 (SQAS-08)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>保安教育・訓練標準 (SQAS-13)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="15">第8条～第11条の6</td> <td></td> <td>保安文書管理標準 (SQAS-01)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>加工施設の操作標準 (SQAS-06)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>放射線管理標準 (SQAS-07)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>核燃料物質の管理標準 (SQAS-09)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>施設管理標準 (SQAS-08)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>放射性廃棄物管理標準 (SQAS-10)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>非常時の措置標準 (SQAS-11)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>安全衛生管理年間計画標準 (SQAS-15)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>保安社外報告管理標準 (SQAS-16)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>保安調達管理標準 (SQAS-17)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>設計・開発管理標準 (SQAS-19)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>火災防護活動標準 (SQAS-24)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>自然災害等発生時の保全活動標準 (SQAS-25)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第12条～第15条の3</td> <td></td> <td>内部保安監査標準 (SQAS-03)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>保安不適合管理標準 (SQAS-04)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>保安是正・未然防止処置標準 (SQAS-05)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>施設管理標準 (SQAS-08)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>マネジメントレビュー標準 (SQAS-14)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><del>定期評価標準 (SQAS-20)</del></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="8">第3章 保安管理体制</td> <td>第16条 操作及び管理を行う者の組織</td> <td>責任、権限及び選・解任標準 (SQAS-21)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第17条 職務</td> <td>責任、権限及び選・解任標準 (SQAS-21)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第18条 核燃料取扱主任者の選任</td> <td>監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第19条 核燃料取扱主任者の職務</td> <td>監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>月例保安報告会標準 (SQAS-22)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第20条 意見の尊重</td> <td>監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第21条 安全衛生委員会</td> <td>安全衛生委員会標準 (SQAS-12)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第22条 安全衛生管理年間計画</td> <td>安全衛生管理年間計画標準 (SQAS-15)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第4章 教育・訓練</td> <td>第23条 答申及び勧告の尊重</td> <td>安全衛生委員会標準 (SQAS-12)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第24条 力量、教育・訓練及び認識</td> <td>保安教育・訓練標準 (SQAS-13)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第25条 非常時訓練</td> <td>保安教育・訓練標準 (SQAS-13)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5章 加工施設の操作</td> <td>第26条～第39条</td> <td>加工施設の操作標準 (SQAS-06)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第6章 放射線管理</td> <td>第40条～第59条</td> <td>放射線管理標準 (SQAS-07)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第7章 施設管理</td> <td>第60条～第67条の2</td> <td>施設管理標準 (SQAS-08)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>設計・開発管理標準 (SQAS-19)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第8章 核燃料物質の管理</td> <td>第68条～第72条</td> <td>核燃料物質の管理標準 (SQAS-09)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第9章 放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理</td> <td>第73条～第77条</td> <td>放射性廃棄物管理標準 (SQAS-10)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第10章 非常時の措置</td> <td>第78条～第88条</td> <td>非常時の措置標準 (SQAS-11)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第11章 設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置</td> <td>第89条～第91条</td> <td>火災防護活動標準 (SQAS-24)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>自然災害等発生時の保全活動標準 (SQAS-25)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第12章 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置</td> <td>第98条～第100条</td> <td>非常時の措置標準 (SQAS-11)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>火災防護活動標準 (SQAS-24)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第13章 六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置</td> <td>第101条</td> <td>マネジメントレビュー標準 (SQAS-14)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>加工施設の操作標準 (SQAS-06)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="3">第102条～第120条</td> <td>放射線管理標準 (SQAS-07)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>非常時の措置標準 (SQAS-11)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>保安是正・未然防止処置標準 (SQAS-05)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><del>第14章 定期評価</del></td> <td><del>第121条～第123条</del></td> <td><del>定期評価標準 (SQAS-20)</del></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第14章 記録及び報告</td> <td>第124条 記録</td> <td>保安記録管理標準 (SQAS-02)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第125条 報告</td> <td>保安社外報告管理標準 (SQAS-16)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	保安規定		標準書（文書番号）		章	条			第1章 総則	第1条 目的			第2条 適用範囲			第3条 関係法令及び保安規定の遵守			第2章 保安品質マネジメントシステム	第4条～第4条の3			第5条～第5条の5	保安文書管理標準 (SQAS-01)			保安記録管理標準 (SQAS-02)		第6条～第6条の12		安全衛生委員会標準 (SQAS-12)			マネジメントレビュー標準 (SQAS-14)			月例保安報告会標準 (SQAS-22)			責任、権限及び選・解任標準 (SQAS-21)			保安是正・未然防止処置標準 (SQAS-05)		第7条～第7条の2	放射線管理標準 (SQAS-07)			施設管理標準 (SQAS-08)			保安教育・訓練標準 (SQAS-13)		第8条～第11条の6		保安文書管理標準 (SQAS-01)			加工施設の操作標準 (SQAS-06)			放射線管理標準 (SQAS-07)			核燃料物質の管理標準 (SQAS-09)			施設管理標準 (SQAS-08)			放射性廃棄物管理標準 (SQAS-10)			非常時の措置標準 (SQAS-11)			安全衛生管理年間計画標準 (SQAS-15)			保安社外報告管理標準 (SQAS-16)			保安調達管理標準 (SQAS-17)			監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18)			設計・開発管理標準 (SQAS-19)			火災防護活動標準 (SQAS-24)			自然災害等発生時の保全活動標準 (SQAS-25)		第12条～第15条の3		内部保安監査標準 (SQAS-03)			保安不適合管理標準 (SQAS-04)			保安是正・未然防止処置標準 (SQAS-05)			施設管理標準 (SQAS-08)			マネジメントレビュー標準 (SQAS-14)			監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18)			<del>定期評価標準 (SQAS-20)</del>		第3章 保安管理体制	第16条 操作及び管理を行う者の組織	責任、権限及び選・解任標準 (SQAS-21)		第17条 職務	責任、権限及び選・解任標準 (SQAS-21)		第18条 核燃料取扱主任者の選任	監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18)		第19条 核燃料取扱主任者の職務	監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18)			月例保安報告会標準 (SQAS-22)		第20条 意見の尊重	監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18)		第21条 安全衛生委員会	安全衛生委員会標準 (SQAS-12)		第22条 安全衛生管理年間計画	安全衛生管理年間計画標準 (SQAS-15)		第4章 教育・訓練	第23条 答申及び勧告の尊重	安全衛生委員会標準 (SQAS-12)		第24条 力量、教育・訓練及び認識	保安教育・訓練標準 (SQAS-13)		第25条 非常時訓練	保安教育・訓練標準 (SQAS-13)		第5章 加工施設の操作	第26条～第39条	加工施設の操作標準 (SQAS-06)		第6章 放射線管理	第40条～第59条	放射線管理標準 (SQAS-07)		第7章 施設管理	第60条～第67条の2	施設管理標準 (SQAS-08)				設計・開発管理標準 (SQAS-19)		第8章 核燃料物質の管理	第68条～第72条	核燃料物質の管理標準 (SQAS-09)		第9章 放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理	第73条～第77条	放射性廃棄物管理標準 (SQAS-10)		第10章 非常時の措置	第78条～第88条	非常時の措置標準 (SQAS-11)		第11章 設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置	第89条～第91条	火災防護活動標準 (SQAS-24)				自然災害等発生時の保全活動標準 (SQAS-25)		第12章 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置	第98条～第100条	非常時の措置標準 (SQAS-11)				火災防護活動標準 (SQAS-24)		第13章 六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置	第101条	マネジメントレビュー標準 (SQAS-14)				加工施設の操作標準 (SQAS-06)			第102条～第120条	放射線管理標準 (SQAS-07)			非常時の措置標準 (SQAS-11)			保安是正・未然防止処置標準 (SQAS-05)		<del>第14章 定期評価</del>	<del>第121条～第123条</del>	<del>定期評価標準 (SQAS-20)</del>		第14章 記録及び報告	第124条 記録	保安記録管理標準 (SQAS-02)		第125条 報告	保安社外報告管理標準 (SQAS-16)		<p>○要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について、保安規定の下位文書も含めた文書体系を明確にしており、本審査基準に適合している。</p>
保安規定		標準書（文書番号）																																																																																																																																																																																																																																		
章	条																																																																																																																																																																																																																																			
第1章 総則	第1条 目的																																																																																																																																																																																																																																			
	第2条 適用範囲																																																																																																																																																																																																																																			
	第3条 関係法令及び保安規定の遵守																																																																																																																																																																																																																																			
第2章 保安品質マネジメントシステム	第4条～第4条の3																																																																																																																																																																																																																																			
	第5条～第5条の5	保安文書管理標準 (SQAS-01)																																																																																																																																																																																																																																		
		保安記録管理標準 (SQAS-02)																																																																																																																																																																																																																																		
	第6条～第6条の12		安全衛生委員会標準 (SQAS-12)																																																																																																																																																																																																																																	
			マネジメントレビュー標準 (SQAS-14)																																																																																																																																																																																																																																	
			月例保安報告会標準 (SQAS-22)																																																																																																																																																																																																																																	
			責任、権限及び選・解任標準 (SQAS-21)																																																																																																																																																																																																																																	
			保安是正・未然防止処置標準 (SQAS-05)																																																																																																																																																																																																																																	
	第7条～第7条の2	放射線管理標準 (SQAS-07)																																																																																																																																																																																																																																		
		施設管理標準 (SQAS-08)																																																																																																																																																																																																																																		
	保安教育・訓練標準 (SQAS-13)																																																																																																																																																																																																																																			
第8条～第11条の6		保安文書管理標準 (SQAS-01)																																																																																																																																																																																																																																		
		加工施設の操作標準 (SQAS-06)																																																																																																																																																																																																																																		
		放射線管理標準 (SQAS-07)																																																																																																																																																																																																																																		
		核燃料物質の管理標準 (SQAS-09)																																																																																																																																																																																																																																		
		施設管理標準 (SQAS-08)																																																																																																																																																																																																																																		
		放射性廃棄物管理標準 (SQAS-10)																																																																																																																																																																																																																																		
		非常時の措置標準 (SQAS-11)																																																																																																																																																																																																																																		
		安全衛生管理年間計画標準 (SQAS-15)																																																																																																																																																																																																																																		
		保安社外報告管理標準 (SQAS-16)																																																																																																																																																																																																																																		
		保安調達管理標準 (SQAS-17)																																																																																																																																																																																																																																		
		監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18)																																																																																																																																																																																																																																		
		設計・開発管理標準 (SQAS-19)																																																																																																																																																																																																																																		
		火災防護活動標準 (SQAS-24)																																																																																																																																																																																																																																		
		自然災害等発生時の保全活動標準 (SQAS-25)																																																																																																																																																																																																																																		
	第12条～第15条の3		内部保安監査標準 (SQAS-03)																																																																																																																																																																																																																																	
		保安不適合管理標準 (SQAS-04)																																																																																																																																																																																																																																		
		保安是正・未然防止処置標準 (SQAS-05)																																																																																																																																																																																																																																		
		施設管理標準 (SQAS-08)																																																																																																																																																																																																																																		
		マネジメントレビュー標準 (SQAS-14)																																																																																																																																																																																																																																		
		監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18)																																																																																																																																																																																																																																		
		<del>定期評価標準 (SQAS-20)</del>																																																																																																																																																																																																																																		
第3章 保安管理体制		第16条 操作及び管理を行う者の組織	責任、権限及び選・解任標準 (SQAS-21)																																																																																																																																																																																																																																	
		第17条 職務	責任、権限及び選・解任標準 (SQAS-21)																																																																																																																																																																																																																																	
		第18条 核燃料取扱主任者の選任	監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18)																																																																																																																																																																																																																																	
	第19条 核燃料取扱主任者の職務	監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18)																																																																																																																																																																																																																																		
		月例保安報告会標準 (SQAS-22)																																																																																																																																																																																																																																		
	第20条 意見の尊重	監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18)																																																																																																																																																																																																																																		
	第21条 安全衛生委員会	安全衛生委員会標準 (SQAS-12)																																																																																																																																																																																																																																		
	第22条 安全衛生管理年間計画	安全衛生管理年間計画標準 (SQAS-15)																																																																																																																																																																																																																																		
第4章 教育・訓練	第23条 答申及び勧告の尊重	安全衛生委員会標準 (SQAS-12)																																																																																																																																																																																																																																		
	第24条 力量、教育・訓練及び認識	保安教育・訓練標準 (SQAS-13)																																																																																																																																																																																																																																		
	第25条 非常時訓練	保安教育・訓練標準 (SQAS-13)																																																																																																																																																																																																																																		
第5章 加工施設の操作	第26条～第39条	加工施設の操作標準 (SQAS-06)																																																																																																																																																																																																																																		
第6章 放射線管理	第40条～第59条	放射線管理標準 (SQAS-07)																																																																																																																																																																																																																																		
第7章 施設管理	第60条～第67条の2	施設管理標準 (SQAS-08)																																																																																																																																																																																																																																		
		設計・開発管理標準 (SQAS-19)																																																																																																																																																																																																																																		
第8章 核燃料物質の管理	第68条～第72条	核燃料物質の管理標準 (SQAS-09)																																																																																																																																																																																																																																		
第9章 放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理	第73条～第77条	放射性廃棄物管理標準 (SQAS-10)																																																																																																																																																																																																																																		
第10章 非常時の措置	第78条～第88条	非常時の措置標準 (SQAS-11)																																																																																																																																																																																																																																		
第11章 設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置	第89条～第91条	火災防護活動標準 (SQAS-24)																																																																																																																																																																																																																																		
		自然災害等発生時の保全活動標準 (SQAS-25)																																																																																																																																																																																																																																		
第12章 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置	第98条～第100条	非常時の措置標準 (SQAS-11)																																																																																																																																																																																																																																		
		火災防護活動標準 (SQAS-24)																																																																																																																																																																																																																																		
第13章 六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置	第101条	マネジメントレビュー標準 (SQAS-14)																																																																																																																																																																																																																																		
		加工施設の操作標準 (SQAS-06)																																																																																																																																																																																																																																		
	第102条～第120条	放射線管理標準 (SQAS-07)																																																																																																																																																																																																																																		
		非常時の措置標準 (SQAS-11)																																																																																																																																																																																																																																		
		保安是正・未然防止処置標準 (SQAS-05)																																																																																																																																																																																																																																		
<del>第14章 定期評価</del>	<del>第121条～第123条</del>	<del>定期評価標準 (SQAS-20)</del>																																																																																																																																																																																																																																		
第14章 記録及び報告	第124条 記録	保安記録管理標準 (SQAS-02)																																																																																																																																																																																																																																		
	第125条 報告	保安社外報告管理標準 (SQAS-16)																																																																																																																																																																																																																																		

「保安規定の審査基準と保安規定変更内容の整理表」

加工施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文等（赤色下線文字：変更箇所）	審査基準への適合説明
(続く)	<p>・第8条（個別業務に必要なプロセスの計画）管理総括者は、個別業務に必要なプロセスについて、加工施設の操作、放射線管理、施設管理、核燃料物質の管理、放射性廃棄物管理、非常時の措置、設計想定事象等（火災及び爆発等の設計想定事象、重大事故に至るおそれがある事故（設計基準事故を除く。）、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）に係る加工施設の保全に関する措置及び六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置及び定期評価に関する計画・実施・評価・改善を業務の計画として標準書を策定するとともに、そのプロセスを確立する。この策定には、機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響を考慮して計画を策定することを含む。</p> <p>【中略】</p> <p>・第15条の2（是正処置等）</p> <p>【中略】</p> <p>3. 安全・品質保証課長は、<u>「定期評価標準」に基づき安全性向上評価の中で</u>、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講ずる。（「適切な措置を講ずる」とは、前項のうち必要なものについて実施することをいう。）</p>	<p>○個別業務に必要なプロセスの計画を加工施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定めており、本審査基準に適合している。</p> <p>○是正処置等を加工施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定めており、本審査基準に適合している。</p>
<p>4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p> <p>5. 内部監査の仕組みについては、許可を受けたところにより、重大事故に至るおそれのある事故（設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）が発生しないと評価された場合においては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることとしてもよい。</p>		
<p><b>加工規則第8条第1項第3号</b> 加工施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織</p> <p>1. 加工施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	<p>第16条（操作及び管理を行う者の組織）【中略】</p> <p>(11) 設備技術課長</p> <p><u>(12) 施設技術課長</u></p> <p><u>(13) 生産技術課長</u></p> <p>【中略】</p>	<p>○加工施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容を示しており、本審査基準に適合している。今回の変更は組織分割に伴う業務分掌の変更の反映であり、変更はない。</p>

「保安規定の審査基準と保安規定変更内容の整理表」

加工施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文等（赤色下線文字：変更箇所）	審査基準への適合説明
(続く)	<p>第 17 条（職 務）            社長及び各部課長等はこの規定を遵守して、保安に関する職務を遂行する。            2. 社長及び各部課長等の職務は次のとおりとする。【中略】            （8）設備技術課長は、加工施設の<u>施設管理(施設技術課長、生産技術課長の所管する業務を除く)</u>に関する保安の業務を管理する。  <u>（9）施設技術課長は、放射性気体廃棄物廃棄設備、その他加工設備の附属施設(非常用電源設備を含む)の運転及び施設管理並びに建物・構築物の施設管理に関する保安の業務を管理する。</u>  <u>（10）生産技術課長は、施設管理のうち加工施設の設計・開発に関する保安の業務を管理する。</u>            【中略】            （20）各部課長等は、各自の業務所掌範囲に基づき、非常時の措置、設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置、六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置、教育・訓練、調達、定期事業者検査に関する業務を含む施設管理、放射線管理、核燃料物質の管理、放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理、<u>定期評価</u>、記録及び報告に関する保安の業務を行う。</p> <p>第 36 条（漏えい管理）【中略】            2. <u>施設技術課長</u>は、加工施設が運転されているときは、気体廃棄設備の運転により第 1 種管理区域を負圧に維持し、管理する。さらにウランの飛散するおそれのある部屋は、事故時においても当該区域の室内の圧力を外気に対して 19.6Pa 以上の負圧に維持するよう可能な限り管理する。            【中略】</p> <p>・第 54 条 【中略】            2. 安全管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。なお、一部再循環給気を行う排気系統については、作業環境中の空気中のウラン濃度に異常が発生した場合は、<u>施設技術課長</u>は再循環給気を中止し、手動によりワンスルー方式に切り換える。            【中略】</p>	<p>○加工施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容を示しており、本審査基準に適合している。今回の変更は組織分割に伴う業務分掌の変更の反映であり、変更はない。</p>

「保安規定の審査基準と保安規定変更内容の整理表」

加工施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文等（赤色下線文字：変更箇所）	審査基準への適合説明
<p>(続く)</p>	<p>第 60 条の 7（保全計画の策定）【中略】</p> <p>4. 【中略】</p> <p>(3) 異常を認めた場合の補修作業の計画について、次のとおり実施する。</p> <p>2) <u>設備技術課長又は施設技術課長</u>は、補修作業を実施するにあたっては、工事計画を作成し、火災発生防止その他の安全対策を講じ、必要に応じて関係課長と協議し、管理総括者の承認を受ける。ただし、承認については加工施設の保安に及ぼす影響がごく軽微なものを除く。</p> <p>3) 管理総括者は、前項の承認を行うにあたっては、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>(4) 施設の改造及び新設を行う場合、以下のとおり実施する。</p> <p>1) 各課長は、施設の改造及び新設を行う場合、必要に応じて<u>設備技術課長又は施設技術課長</u>に改造及び新設の実施を依頼する。</p> <p>2) <u>設備技術課長又は施設技術課長</u>は、前項の改造及び新設を実施するにあたっては、工事計画を作成し、関係課長と協議し、核燃料取扱主任者の確認を受け、許認可事項に該当する等、保安上重要と判断した改造及び新設については、管理総括者の承認を受ける。</p> <p>3) 管理総括者は、前項の承認を行う場合には、安全衛生委員会に諮問する。【中略】</p> <p>第 60 条の 8（保全の実施）【中略】</p> <p>6. <u>設備技術課長又は施設技術課長</u>は、第 60 条の 7 第 4 項（4）の改造及び新設を行ったときは、当該設備の機能確認のため、試験等により正常に機能することを確認し、その結果を関係課長に通知するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>【中略】</p> <p>第 62 条（工事管理）</p> <p><u>設備技術課長又は施設技術課長</u>は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、労働安全衛生法等の関連法令及び次の事項を考慮した工事管理を行う。【中略】</p> <p>第 67 条（計画停電時等の措置）</p> <p><u>施設技術課長</u>は、核燃料加工施設において計画停電を実施する場合又は工事等により計画停電と同様の状況が予想される場合は、関係課長と協議し、以下の措置を講じ、事前に核燃料取扱主任者より、保安上の措置が適切であることの確認を受ける。</p> <p>(1) 加工設備本体の運転停止</p> <p>(2) 核燃料物質の適切な閉じ込め（貯蔵施設への貯蔵）</p> <p>(3) 計画停電時対応体制の確保及び作業計画の周知徹底</p> <p>【中略】</p>	<p>○加工施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容を示しており、本審査基準に適合している。今回の変更は組織分割に伴う業務分掌の変更の反映であり、変更はない。</p>

「保安規定の審査基準と保安規定変更内容の整理表」

加工施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文等（赤色下線文字：変更箇所）	審査基準への適合説明
(続く)	<p>・第 75 条（廃棄物の仕掛品）【中略】</p> <p>3. <u>設備技術課長又は施設技術課長</u>は、工事において廃棄物の仕掛品の発生が多い場合は、金属製容器を当該作業区域に持ち込み収納する等の措置を工事計画に定め、当該作業区域で実施する廃棄物の仕掛品の汚染の広がりを防止するために必要な措置を講じる。</p> <p>第 77 条（放射性気体廃棄物）【中略】</p> <p>4. 安全管理課長は、前項の排気中の放射性物質濃度が、異常に高くなり、又高くなるおそれがあるときは、すみやかに<u>施設技術課長</u>にその事実を通知すると共に、その原因の除去を勧告する。また、安全管理課長は、万一異常放出があった場合及び必要に応じ、放射性物質の濃度及び敷地周辺の空間放射線量率を測定すると共に、迅速な対応をするために必要な情報を所内の適切な場所に表示する。</p> <p>5. <u>施設技術課長</u>は、前項の勧告を受けたときは安全管理課長及び核燃料取扱主任者と協議してその原因を調査し適切な措置を講じる。</p> <p>第 101 条（六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の長期停止後の運転再開に向けた措置）【中略】</p> <p>(4) 転換課長、成形課長、環境保全課長、設備技術課長、<u>施設技術課長</u>、安全・品質保証課長及び安全管理課長は、策定された自部門の保安品質目標に従って、保安活動を実施し、実施状況を都度、担当部長に報告する。転換課長は、製造部長の指示を受けて、運転を再開する。</p> <p>第 113 条（六ふっ化ウランの建屋内への閉じ込め措置）【中略】</p> <p>5. <u>施設技術課長</u>は、HF によるウランの捕集効率低下を防止するため、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備に係る局所排気系及び室内排気系のろ過装置に、耐 HF 性高性能エアフィルタを使用する。</p>	<p>○加工施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容を示しており、本審査基準に適合している。今回の変更は組織分割に伴う業務分掌の変更の反映であり、変更はない。</p>

「保安規定の審査基準と保安規定変更内容の整理表」

加工施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文等（赤色下線文字：変更箇所）	審査基準への適合説明
<p>(続く)</p>	<p><u>第 1 図 保安管理組織図(第 16 条)</u></p> <pre> graph TD     S[社長] --- MR[マネジメントレビュー会議]     S --- GM[管理総括者 (管理責任者)]     GM --- NF[核燃料取扱主任者]     GM --- SHC[安全衛生委員会]     GM --- DW[東海工場長]     DW --- SQ[安全・品質保証部長]     DW --- TS[輸送・サービス部長]     DW --- M[製造部長]     DW --- PM[生産管理部長]     SQ --- SAF[安全法務課長]     SQ --- SQI[安全・品質保証課長]     SQ --- QM[品質管理課長]     SQ --- ASM[安全管理課長]     TS --- TR[輸送課長]     M --- TRN[転換課長]     M --- CH[成形課長]     M --- ZL[組立課長]     M --- EP[環境保全課長]     PM --- ET[設備技術課長]     PM --- FT[施設技術課長]     PM --- PT[生産技術課長]     </pre>	<p>○加工施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容を示しており、本審査基準に適合している。今回の変更は組織分割に伴う業務分掌の変更の反映であり、変更はない。</p>

「保安規定の審査基準と保安規定変更内容の整理表」

加工施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文等（赤色下線文字：変更箇所）	審査基準への適合説明																																																																																										
(続く)	<p>・別表第 1-2 (7) 巡視を行う設備等（第 30 条及び第 60 条の 8 関係）</p> <table border="1" data-bbox="1409 388 2196 808"> <thead> <tr> <th>巡視を行う設備等</th> <th>巡視責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(1) 化学処理施設</td><td>関係課長</td></tr> <tr><td>(2) 成形施設</td><td>成形課長</td></tr> <tr><td>(3) 被覆施設</td><td>組立課長</td></tr> <tr><td>(4) 組立施設</td><td>組立課長</td></tr> <tr><td>(5) 核燃料物質の貯蔵施設</td><td>関係課長</td></tr> <tr><td>(6) 放射性廃棄物の廃棄施設</td><td>関係課長</td></tr> <tr><td>(7) 非常用電源設備</td><td>施設技術課長</td></tr> <tr><td>(8) 非常用設備</td><td>関係課長</td></tr> <tr><td>(9) 放射線管理施設</td><td>安全管理課長</td></tr> <tr><td>(10) 核燃料物質の検査設備</td><td>関係課長</td></tr> <tr><td>(11) 核燃料物質の計量設備</td><td>関係課長</td></tr> <tr><td>(12) 新燃料輸送容器</td><td>組立課長</td></tr> </tbody> </table> <p>・別表第 1-3 (44) 及び (46) 保安上特に管理を必要とする設備（第 33 , 34 条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1350 955 2285 1648"> <thead> <tr> <th>設備及び機器名称</th> <th>員数</th> <th>管理内容</th> <th>運転管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(44) 放射性気体廃棄物廃棄設備</td> <td></td> <td></td> <td>施設技術課長</td> </tr> <tr> <td>・気体廃棄設備(1) (工場棟転換工場)</td> <td>1式</td> <td>・設備の機能を常に確保する</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・気体廃棄設備(2) (工場棟成型工場)</td> <td>1式</td> <td>・設備の機能を常に確保する</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・気体廃棄設備(3) (加工棟成型工場)</td> <td>1式</td> <td>・設備の機能を常に確保する</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・気体廃棄設備(4) (第3核燃料倉庫)</td> <td>1式</td> <td>・設備の機能を常に確保する</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・気体廃棄設備(5) (第1廃棄物処理所)</td> <td>1式</td> <td>・設備の機能を常に確保する</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・気体廃棄設備(6) (第2廃棄物処理所、 シリンダ洗浄棟)</td> <td>1式</td> <td>・設備の機能を常に確保する</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(45) 放射性液体廃棄物廃棄設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・廃液処理設備(1)(転換工場)</td> <td>1式</td> <td>・設備の機能を常に確保する</td> <td>転換課長</td> </tr> <tr> <td>・廃液処理設備(3) (シリンダ洗浄棟)</td> <td>1式</td> <td>・設備の機能を常に確保する</td> <td>環境保全課長</td> </tr> <tr> <td>・廃液処理設備(4)(加工棟)</td> <td>1式</td> <td>・設備の機能を常に確保する</td> <td>成形課長</td> </tr> <tr> <td>・廃液処理設備(5)(転換工場)</td> <td>1式</td> <td>・設備の機能を常に確保する</td> <td>環境保全課長</td> </tr> <tr> <td>・廃液処理設備(6)(放射線管理棟)</td> <td>1式</td> <td>・設備の機能を常に確保する</td> <td>環境保全課長</td> </tr> <tr> <td>(46) 非常用電源設備</td> <td>1式</td> <td>・設備の機能を常に確保する ・非常用ディーゼル発電機の7日間連続運転が可能な燃料を常に確保する</td> <td>施設技術課長</td> </tr> <tr> <td>(47) 放射線管理設備</td> <td>1式</td> <td>・設備の機能を常に確保する</td> <td>安全管理課長</td> </tr> </tbody> </table>	巡視を行う設備等	巡視責任者	(1) 化学処理施設	関係課長	(2) 成形施設	成形課長	(3) 被覆施設	組立課長	(4) 組立施設	組立課長	(5) 核燃料物質の貯蔵施設	関係課長	(6) 放射性廃棄物の廃棄施設	関係課長	(7) 非常用電源設備	施設技術課長	(8) 非常用設備	関係課長	(9) 放射線管理施設	安全管理課長	(10) 核燃料物質の検査設備	関係課長	(11) 核燃料物質の計量設備	関係課長	(12) 新燃料輸送容器	組立課長	設備及び機器名称	員数	管理内容	運転管理責任者	(44) 放射性気体廃棄物廃棄設備			施設技術課長	・気体廃棄設備(1) (工場棟転換工場)	1式	・設備の機能を常に確保する		・気体廃棄設備(2) (工場棟成型工場)	1式	・設備の機能を常に確保する		・気体廃棄設備(3) (加工棟成型工場)	1式	・設備の機能を常に確保する		・気体廃棄設備(4) (第3核燃料倉庫)	1式	・設備の機能を常に確保する		・気体廃棄設備(5) (第1廃棄物処理所)	1式	・設備の機能を常に確保する		・気体廃棄設備(6) (第2廃棄物処理所、 シリンダ洗浄棟)	1式	・設備の機能を常に確保する		(45) 放射性液体廃棄物廃棄設備				・廃液処理設備(1)(転換工場)	1式	・設備の機能を常に確保する	転換課長	・廃液処理設備(3) (シリンダ洗浄棟)	1式	・設備の機能を常に確保する	環境保全課長	・廃液処理設備(4)(加工棟)	1式	・設備の機能を常に確保する	成形課長	・廃液処理設備(5)(転換工場)	1式	・設備の機能を常に確保する	環境保全課長	・廃液処理設備(6)(放射線管理棟)	1式	・設備の機能を常に確保する	環境保全課長	(46) 非常用電源設備	1式	・設備の機能を常に確保する ・非常用ディーゼル発電機の7日間連続運転が可能な燃料を常に確保する	施設技術課長	(47) 放射線管理設備	1式	・設備の機能を常に確保する	安全管理課長	<p>○加工施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容を示しており、本審査基準に適合している。今回の変更は組織分割に伴う業務分掌の変更の反映であり、変更はない。</p>
巡視を行う設備等	巡視責任者																																																																																											
(1) 化学処理施設	関係課長																																																																																											
(2) 成形施設	成形課長																																																																																											
(3) 被覆施設	組立課長																																																																																											
(4) 組立施設	組立課長																																																																																											
(5) 核燃料物質の貯蔵施設	関係課長																																																																																											
(6) 放射性廃棄物の廃棄施設	関係課長																																																																																											
(7) 非常用電源設備	施設技術課長																																																																																											
(8) 非常用設備	関係課長																																																																																											
(9) 放射線管理施設	安全管理課長																																																																																											
(10) 核燃料物質の検査設備	関係課長																																																																																											
(11) 核燃料物質の計量設備	関係課長																																																																																											
(12) 新燃料輸送容器	組立課長																																																																																											
設備及び機器名称	員数	管理内容	運転管理責任者																																																																																									
(44) 放射性気体廃棄物廃棄設備			施設技術課長																																																																																									
・気体廃棄設備(1) (工場棟転換工場)	1式	・設備の機能を常に確保する																																																																																										
・気体廃棄設備(2) (工場棟成型工場)	1式	・設備の機能を常に確保する																																																																																										
・気体廃棄設備(3) (加工棟成型工場)	1式	・設備の機能を常に確保する																																																																																										
・気体廃棄設備(4) (第3核燃料倉庫)	1式	・設備の機能を常に確保する																																																																																										
・気体廃棄設備(5) (第1廃棄物処理所)	1式	・設備の機能を常に確保する																																																																																										
・気体廃棄設備(6) (第2廃棄物処理所、 シリンダ洗浄棟)	1式	・設備の機能を常に確保する																																																																																										
(45) 放射性液体廃棄物廃棄設備																																																																																												
・廃液処理設備(1)(転換工場)	1式	・設備の機能を常に確保する	転換課長																																																																																									
・廃液処理設備(3) (シリンダ洗浄棟)	1式	・設備の機能を常に確保する	環境保全課長																																																																																									
・廃液処理設備(4)(加工棟)	1式	・設備の機能を常に確保する	成形課長																																																																																									
・廃液処理設備(5)(転換工場)	1式	・設備の機能を常に確保する	環境保全課長																																																																																									
・廃液処理設備(6)(放射線管理棟)	1式	・設備の機能を常に確保する	環境保全課長																																																																																									
(46) 非常用電源設備	1式	・設備の機能を常に確保する ・非常用ディーゼル発電機の7日間連続運転が可能な燃料を常に確保する	施設技術課長																																																																																									
(47) 放射線管理設備	1式	・設備の機能を常に確保する	安全管理課長																																																																																									

「保安規定の審査基準と保安規定変更内容の整理表」

加工施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文等（赤色下線文字：変更箇所）	審査基準への適合説明
<p><b>加工規則第8条第1項第4号</b> 核燃料取扱主任者の職務の範囲等</p> <p>1. 加工施設の核燃料物質の取扱いに関し、保安の監督を行う核燃料取扱主任者の選任について定められていること。</p> <p>2. 核燃料取扱主任者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第22条の4第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（加工設備の操作に従事する者は、核燃料取扱主任者が保安のために行う指示に従うことを含む。）について適切に定められていること。また、核燃料取扱主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p> <p>3. 特に、核燃料取扱主任者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも加工施設の保安組織から核燃料取扱主任者が独立していることが求められるものではない。</p>		
<p><b>加工規則第8条第1項第5号</b> 保安教育</p> <p>1. 加工施設の操作及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>4. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。</p>		
<p><b>加工規則第8条第1項第6号</b> 加工施設の操作を行う体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等</p> <p>1. 加工施設の操作に必要な操作員の確保について定められていること。</p> <p>2. 加工施設の操作及び管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。</p> <p>3. 核燃料物質の臨界管理について定められていること。</p>		

「保安規定の審査基準と保安規定変更内容の整理表」

加工施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文等（赤色下線文字：変更箇所）	審査基準への適合説明
<p>4. 操作員の引継時に実施すべき事項について定められていること。</p> <p>5. 加工設備の操作前及び操作後に確認すべき事項並びに操作に必要な事項について定められていること。</p> <p>6. 地震、火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。</p> <p>7. 加工施設の保安に関する重要事項及び加工施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。</p>		
<p><b>加工規則第8条第1項第7号</b> 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等</p> <p>1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。</p> <p>2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。</p> <p>3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他の人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。</p> <p>5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</p> <p>7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。</p> <p>8. 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。</p> <p>9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。</p> <p>10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</p>		
<p><b>加工規則第8条第1項第8号</b> 排気監視設備及び排水監視設備</p> <p>1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。</p> <p>2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第16号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第10号に</p>		

「保安規定の審査基準と保安規定変更内容の整理表」

加工施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文等（赤色下線文字：変更箇所）	審査基準への適合説明
<p>における放射線測定器の管理及び放射線測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>		
<p><b>加工規則第8条第1項第9号</b> 線量、線量当量、汚染の除去等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。</li> <li>2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。</li> <li>3. 加工規則第7条の2の9に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</li> <li>4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。</li> <li>5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。</li> <li>6. 核燃料物質等（新燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第11号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</li> <li>7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第12号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</li> <li>8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NIS A-111a-08-1）））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第12号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</li> <li>9. 汚染拡大防止のための放射線防護上必要な措置が定められていること。</li> </ol>		

「保安規定の審査基準と保安規定変更内容の整理表」

加工施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文等（赤色下線文字：変更箇所）	審査基準への適合説明
<p><b>加工規則第8条第1項第10号</b> 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法</p> <p>1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。</p> <p>2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第16号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>		
<p><b>加工規則第8条第1項第11号</b> 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等</p> <p>1. 工場又は事業所内における核燃料物質の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。</p> <p>2. 核燃料物質の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に関することが定められていること。なお、この事項は、第9号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>		
<p><b>加工規則第8条第1項第12号</b> 放射性廃棄物の廃棄</p> <p>1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。</p> <p>2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。</p> <p>3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第9号及び第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p>		

「保安規定の審査基準と保安規定変更内容の整理表」

加工施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文等（赤色下線文字：変更箇所）	審査基準への適合説明
<p>6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。</p> <p>7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</p>		
<p><b>加工規則第8条第1項第13号</b> 非常の場合に講ずべき処置</p> <p>1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</p> <p>2. 緊急時における操作に関する組織内規程類を作成することが定められていること。</p> <p>3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。</p> <p>4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。</p> <p>5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</p> <p>6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</p> <p>（1）緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を加工事業者に書面で申し出た者であること。</p> <p>（2）緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>（3）実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。</p> <p>8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。</p> <p>9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。</p>		

「保安規定の審査基準と保安規定変更内容の整理表」

加工施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文等（赤色下線文字：変更箇所）	審査基準への適合説明
<p><b>加工規則第8条第1項第14号</b> 設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置</p> <p>1. 許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>（1）加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</p> <p>イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること</p> <p>ロ 重大事故等</p> <p>①重大事故等発生時における臨界事故を防止するための対策に関すること。</p> <p>②重大事故等発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること。</p> <p>ハ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）</p> <p>①大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>②大規模損壊発生時における臨界事故の影響を緩和するための対策に関すること。</p> <p>③大規模損壊発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること。</p> <p>④大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>（2）必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること。</p> <p>（3）必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ又は化学消防自動車、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>（4）その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>		
<p><b>加工規則第8条第1項第15号</b> 記録及び報告</p> <p>1. 加工施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</p> <p>2. 加工規則第7条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。</p> <p>3. 事業所長及び核燃料取扱主任者に報告すべき事項が定められていること。</p>		

「保安規定の審査基準と保安規定変更内容の整理表」

加工施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文等（赤色下線文字：変更箇所）	審査基準への適合説明
<p>4. 特に、加工規則第9条の16各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。</p> <p>5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。</p>		
<p><b>加工規則第8条第1項第16号</b> 加工施設の施設管理</p> <p>1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。</p> <p>2. 加工施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方」（平成20・05・14原院第2号（平成20年5月19日原子力安全・保安院制定））等を参考とし、加工規則第7条の4の2に規定された加工施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。</p> <p>3. 事業を開始した日以後20年を経過した加工施設については、長期施設管理方針が定められていること。</p> <p>4. 加工規則第8条第1項第16号に掲げる加工施設の施設管理に関することを変更しようとする場合（加工規則第7条の4の2第1項若しくは第2項の規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第3項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に加工規則第7条の4の2第1項若しくは第2項の評価の結果又は第3項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。</p> <p>5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方」等を参考として記載されていること。</p> <p>6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。</p> <p>なお、許可を受けたところにより、重大事故等が発生しないと評価された場合においては、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に検査を実施させる体制でもよい。</p>		
<p><b>加工規則第8条第1項第17号</b> 技術情報の共有</p> <p>1. メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の加工事業者と共有し、自らの加工施設の保安を向上させるための措置が定められていること。</p>		

「保安規定の審査基準と保安規定変更内容の整理表」

加工施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文等（赤色下線文字：変更箇所）	審査基準への適合説明
<p>加工規則第8条第1項第18号 不適合発生時の情報の公開</p> <p>1. 加工施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。</p> <p>2. 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要な事項が定められていること。</p>		
<p>加工規則第8条第1項第19号 その他必要な事項</p> <p>1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、加工施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</p> <p>2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質による災害の防止を図るものとして定められていること。</p>		